

特殊地下壕対策実施・採択基準

- 1 特殊地下壕とは、旧軍・地方公共団体・その他これに準ずるものが築造した防空壕等とする。
- 2 特殊地下壕の所在により危険のあるものまたは将来危険が予想されるものについて、入口閉塞または埋戻しするものとする。
危険とは、人家・工場等の集落地あるいは子供等が立ち入るおそれが見込まれる場所等で、放置すれば災害の被害を増大させたり犯罪の温床となるおそれをいう。
- 3 特殊地下壕対策は、入口閉塞を原則とし、それにより現在及び将来の危険を防ぐことが困難なものについて、埋戻しを行うものとする。
- 4 特殊地下壕の入口閉塞または埋戻しの実施については、その所在する自治会からの要望に基づくものを原則とし、個人からの要望についてはその所在する自治会の副申のあるものについて対応するものとする。また、要望は文書で行うものとし、旧軍等が築造したことの根拠の記載を必要事項とする。
- 5 特殊地下壕のうち、個人もしくは団体が私的な目的で使用してきた箇所については、個人もしくは団体の責任において対策を行うものとし、市では対応しないものとする。
- 6 前4項の規定にかかわらず、危険であり早急な処置が必要であると認められる場合は、壕の所在する土地所有者の承諾を得て入口閉塞または埋戻しを行うものとする。

附則

この基準については平成9年8月25日から適用する。

附則

この基準については平成17年10月1日から適用する。